（水源地域振興室及び水資源政策企画官）

第六十二条の二　水資源政策課に、水源地域振興室及び水資源政策企画官一人を置く。

2　水源地域振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の施行に関すること。

二　水源地域の振興に関すること。

3　水源地域振興室に、室長を置く。

4　水資源政策企画官は、命を受けて、水資源政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（総合水資源管理戦略室）

第六十二条の三　水資源計画課に、総合水資源管理戦略室を置く。

2　総合水資源管理戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水資源の管理に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　水資源部の所掌事務に係る国際協力に関すること。

3　総合水資源管理戦略室に、室長を置く。

（下水道管理指導室並びに下水道事業調整官及び下水道国際・技術調整官）

第六十二条の四　下水道企画課に、下水道管理指導室並びに下水道事業調整官及び下水道国際・技術調整官それぞれ一人を置く。

2　下水道管理指導室は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の施行に関する事務（下水道事業課及び流域管理官の所掌に属するものを除く。）で下水道の維持その他の管理の調査、指導及び監督に関するものをつかさどる。

3　下水道管理指導室に、室長を置く。

4　下水道事業調整官は、命を受けて、下水道の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

5　下水道国際・技術調整官は、命を受けて、下水道に関する国際協力並びに技術の研究及び開発に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（町村下水道対策官）

第六十二条の五　下水道事業課に、町村下水道対策官一人を置く。

2　町村下水道対策官は、命を受けて、町村が施行する公共下水道事業及び都市下水路事業に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

（流域下水道計画調整官）

第六十二条の六　下水道部に、流域下水道計画調整官一人を置く。

2　流域下水道計画調整官は、流域管理官のつかさどる職務のうち流域別下水道整備総合計画に係るもの及び特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事務のうち下水道に係るものを助ける。

第六十三条第二項第三号中「及び地すべり防止区域」を「、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域」に改め、同項第四号中「及び地すべり防止工事」を「、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事」に改め、「告示」の下に「及び公示」を加える。

第六十六条第二項第二号中「一般国道」の下に「並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）」を加える。

第七十四条第二項第二号中「土地・水資源局及び都市・地域整備局」を「都市局及び住宅総合整備課」に改め、同項第三号中「土地・水資源局及び」を削る。

第七十六条の見出し及び同条第一項中「及び賃貸住宅対策官」を「、賃貸住宅対策官及び宅地整備調整官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　住環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅及び宅地の供給に関連する公共施設の整備に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　住宅地区の改良に関すること。

三　地方住宅供給公社の行う業務のうち、宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること。

第七十六条に次の一項を加える。

6　宅地整備調整官は、命を受けて、宅地の整備に関する事業の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第七十七条第四項中「総合政策局」を「土地・建設産業局」に改める。

第七十九条第二項第三号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改める。

第八十条の見出し中「並びに企画調整官」を削り、同条第一項中「並びに企画調整官一人」を削り、同条第十項を削る。

「第十款　自動車交通局」を「第十款　自動車局」に改める。

第八十六条の見出しを「（企画室及び財務企画調整官）」に改め、同条第一項中「並びに企画調整官及び財務企画官それぞれ」を「及び財務企画調整官」に改め、同条第二項第一号中「自動車交通局」を「自動車局」に、「技術安全部及び安全政策課」を「他課」に改め、同項第二号中「自動車交通局」を「自動車局」に、「財務企画官」を「財務企画調整官」に改め、同項第三号中「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同項第四号中「地域住民の生活に必要な輸送の確保並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に係るもの並びに財務企画官」を「環境政策課及び財務企画調整官」に改め、同項第六号中「政策統括官」を「総合政策局」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「財務企画官」を「財務企画調整官」に改め、同項第一号中「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同項第二号中「地域住民の生活に必要な輸送の確保並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に係る」を「環境政策課の所掌に属する」に改め、同項を同条第四項とする。

第九十四条を削り、第一章第一節第十款中第九十三条を第九十四条とする。

第九十二条の見出しを「（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びにユーザー情報企画調整官）」に改め、同条第一項を次のように改める。

審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びにユーザー情報企画調整官一人を置く。

第九十二条第二項中「リコール対策室」を「リコール監理室」に改め、「事務」の下に「（不具合情報調査推進室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三項中「リコール対策室」を「リコール監理室」に改め、同条第四項中「ユーザー情報企画官は、自動車交通局」を「ユーザー情報企画調整官は、自動車局」に改め、「関する事務」の下に「（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るものを除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加え、同条を第九十三条とする。

4　不具合情報調査推進室は、設計又は製作の過程に起因する基準不適合自動車及び基準不適合特定後付装置についての改善措置に関する事務のうち、道路運送車両の不具合に関する情報の収集及び分析並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関するものをつかさどる。

5　不具合情報調査推進室に、室長を置く。

第九十九条から第九十一条までを削り、第八十八条を第九十二条とする。

第八十七条の見出し及び同条第一項中「地域交通政策企画官」を「地域交通政策企画調整官」に改め、同条第六項中「地域交通政策企画官」を「地域交通政策企画調整官」に改め、同項第一号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三号を削り、同条を第九十一条とする。

第八十六条の二の見出しを「（保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官及び被害者保護企画調整官）」に改め、同条第一項中「安全政策課に」の下に「、保障事業室並びに企画調整官」を、「自動車安全監査官」の下に「及び被害者保護企画調整官一人」を加え、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「技術安全部」を「環境政策課」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「技術安全部」を「環境政策課」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　保障事業室は、政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事務をつかさどる。

3　保障事業室に、室長を置く。